

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成21年9月11日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社ケーヨー

代表取締役 醍醐茂夫

千葉市若葉区みつわ台1丁目28番1号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー嵯峨店

京都市右京区嵯峨広沢南野町68番地

（2）変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者	ニック産業株式会社 代表取締役 儘田公明	株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあ っては代表者の氏名	千葉県若葉区みつわ台 1 丁 目 2 8 番 1 号	千葉県若葉区みつわ台 1 丁 目 2 8 番 1 号
-------------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

(3) 変更年月日

平成 2 1 年 9 月 1 日

3 届出年月日

平成 2 1 年 9 月 1 日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成 2 1 年 9 月 1 1 日 (金) から平成 2 2 年 1 月 1 2 日 (火) まで (日曜日,
土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び平成 2 1 年 1 2 月 2 9
日から平成 2 2 年 1 月 3 日までを除く。)

(3) 時間

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成22年1月12日 (火)

(産業観光局商工部商業振興課)